

神奈川県県税条例施行規則（昭和45年神奈川県規則第43号）新旧対照表

新	旧
<p>第1条～第6条（略） （徴収金の納付又は納入）</p> <p>第7条（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 前各項の規定によるほか、県民税の利子割、配当割及び株式等譲渡所得割並びにゴルフ場利用税（特別徴収義務者が電子情報処理組織（県の機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）と申請等（申請、届出その他の法令又は条例等の規定に基づき県の機関等に対して行われる通知をいう。）又は納付若しくは納入を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この項及び次項において同じ。）を使用して納入を行うための手続を行つた場合に限る。）に係る徴収金、法人の県民税及び事業税並びに県たばこ税（納税者が電子情報処理組織を使用して納付を行うための手続を行つた場合に限る。）に係る徴収金並びに個人事業税、不動産取得税及び自動車税の種別割に係る徴収金は、知事又は地方税共同機構から得た個々の納付又は納入を識別するために知事又は地方税共同機構が割り当てる符号を用いて納付し、又は納入することができる。</p> <p>6～9（略）</p> <p>第7条の2～第34条（略）</p>	<p>第1条～第6条（略） （徴収金の納付又は納入）</p> <p>第7条（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 前各項の規定によるほか、県民税の利子割、配当割及び株式等譲渡所得割（特別徴収義務者が電子情報処理組織（県の機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）と申請等（申請、届出その他の法令又は条例等の規定に基づき県の機関等に対して行われる通知をいう。）又は納付若しくは納入を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この項及び次項において同じ。）を使用して納入を行うための手続を行つた場合に限る。）<u>、法人</u>の県民税及び事業税（納税者が電子情報処理組織を使用して納付を行うための手続を行つた場合に限る。）<u>、個人事業税</u>、不動産取得税並びに自動車税の種別割に係る徴収金は、知事又は地方税共同機構から得た個々の納付又は納入を識別するために知事又は地方税共同機構が割り当てる符号を用いて納付し、又は納入することができる。</p> <p>6～9（略）</p> <p>第7条の2～第34条（略）</p>